

## 平成20年度政策評価書(事後評価)

担当部局：北方対策本部

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：北方領土問題の解決の促進

政策	北方領土問題の解決の促進
基本目標	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。
評価方式	実績評価方式

### 1 政策の概要

#### (1) 政策の背景・必要性

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことのない我が国固有の領土であるが、ソ連及びロシアは、1945年以降、北方四島を不法占拠している。

北方四島の早期返還は、日本国民の悲願であり、特に元居住者の平均年齢が76歳を超える現在となつては、本問題の1日も早い解決が望まれるところである。政府としては、北方四島の帰属に関する問題を解決してロシアとの平和条約を早期に締結するという一貫した基本方針の下、精力的に交渉を継続している。本問題については、ロシアの不法占拠下にある北方四島の返還を1日も早く実現することは国家の存立に関わる課題であり、当然国が政策をもって関わるべき分野であるといえる。

また、北方四島の早期返還のためには、外交交渉を支える一致した国民世論の高揚とその持続、日露間における相互理解の増進が不可欠であり、それらを政府として支援する当該政策は今後とも優先的かつ積極的に取り組むことが必要な政策の一つである。

#### (2) 主な施策の概要

##### ア 北方領土問題解決促進のための施策の推進

北方領土問題に関する広報・啓発活動を展開するほか、北方領土返還を求める各種大会には、内閣府又は北方対策本部より後援名義を付与する。また、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として実施される北方四島との交流（訪問事業）の実施にあたり、必要な事務手続を行う。また、北方地域旧漁業権者等を対象とした貸付事業等の援護措置を実施する。

### (3) 主な施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
北方領土問題の解決の促進			
北方領土返還要求運動推進経費	24	33	33
北方四島交流推進経費(北方四島交流等使用船舶構想具体化経費を除く)	3	3	4
北方地域旧漁業権者等貸付事業費補助金(管理費補給金)	143	171	119

### (4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 169 回国会 施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	ロシアとは、関係を高い次元に引き上げるべく領土交渉を促進するとともに、幅広い分野での交流を進めます。
第 171 回国会 施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	ロシアとは、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、領土問題の最終的解決に向けた交渉を進めるとともに、幅広い分野での関係を進展させます。

## 2 政策評価の結果

### (1) 目標の達成状況

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
	上：目標値(目標年度) 下：実績値			
ア-① 全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績*1	— 15 回	— 45 回	30 回 46 回	目標以上の成果を達成できた
ア-② 北方四島との交流(訪問事業)の実績	— 13 回	— 17 回	13 回 14 回	目標以上の成果を達成できた
ア-③ 北方地域旧漁業権者等への貸付実績*2	— 10 億 1,592 万円	— 6 億 219 万円	5 億円 6 億 1,919 万円	目標以上の成果を達成できた

\*1 内閣府または北方対策本部より後援名義を付与したもの

\*2 貸付決定額

(達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。)

## (2) 平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた3指標のうち、全ての指標について目標以上の成果を達成できた(①)。

## (3) 目標の達成状況の分析

### ア 北方領土問題解決促進のための施策の推進

北方領土問題に関する広報・啓発活動を展開するほか、北方領土返還を求める各種大会には、内閣府又は北方対策本部の後援名義を付与しているが、平成20年度においては、全国各地で目標を上回る回数的大会が行われ、外交交渉の後押しとなった(資料1)。

北方四島との交流事業(訪問事業)に関しては、平成20年度において、目標である13回を上回る14回が実施された。本事業は、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として実施される事業であり、各訪問において、ロシア人との対話集会やホームステイなどをはじめ、各種交流会が行われるなど、目的に資する活動が行われた(資料2)。

北方地域旧漁業権者等への貸付については、平成20年度において、目標である5億円を上回る約6億2千万円の貸付が行われ、北方地域旧漁業権者等に対し事業又はその生活に必要な資金が貸し付けられた。なお、本貸付事業は独立行政法人北方領土問題対策協会で行っているところ、同法人においては、事務所の移転等、経費の削減のための取組みが行われた。

### イ 総合的な評価

北方領土返還を求める各種の大会が全国各地で開催された他、北方四島との交流事業を通じて日本国民と現に北方地域に居住するロシア人との相互理解の増進が図られた。また、北方地域旧漁業権者等への貸付事業を通じて、北方地域旧漁業権者等が営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定が図られた。このような取組は、北方領土問題の解決の促進に貢献したと考えられる。

## 3 課題と今後の取組方針

### (1) 政策全体の課題と今後の取組方針

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解

に基づく安定した関係を確立することが、我が国の一貫した基本方針である。この基本方針の下、外交交渉を後押しするため、国民一人一人の関心と理解をさらに深め、関係団体と連携しながら返還要求運動の一層の発展を図る。また、四島交流事業（訪問事業）や、北方地域旧漁業権者等に対する貸付事業等の援護措置について、関係機関と協力しつつ、今後の在り方に関する検討を行う。

## （２）主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土問題解決の促進のための施策の推進</li> </ul>	<b>予算要求</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行予算を継続。</li> <li>「北方地域総合実態調査経費」については、使用実績を踏まえて平成22年度予算要求額を削減する。</li> </ul>
	<b>事務の改善等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土問題に対する関心と理解がより一層高まるよう、広報・啓発活動を積極的に展開する。特に次代を担う若い世代に向けた施策の充実を図る。</li> <li>「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」において、四島交流事業の在り方を検討する。</li> <li>北方地域旧漁業権者等に対する貸付事業について、独立行政法人整理合理化計画等における要請も勘案しつつ、今後の在り方に関する検討を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土問題に対する若い世代の関心と正しい理解を促進するため、学校における北方領土教育を支援する。</li> </ul>	<b>予算要求</b>	新規予算を要求。
	<b>事務の改善等</b>	北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致等を推進するとともに、修学旅行等の体験を生かした北方領土教育モデルに関する調査研究を実施する。

（用語）

- ・ 予算要求 : 平成22年度概算要求に反映
- ・ 事務の改善等 : 事業の実施方法の見直し（事務改善や契約方法の改善）、事業の統

廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

#### 4 有識者の意見等

##### 北方領土問題解決促進のための施策の推進について

平成 20 年 11 月 13 日に立教大学（東京都豊島区）で開催された公開シンポジウム「北方領土の歴史・文化と自然～北方四島交流事業参加報告～」において、以下のような意見が示された。

（萩原なつ子 立教大学大学院社会学研究科教授）

- ・ 根室(管内)において、全国の若い人たちが集い本問題を学習できるような交流の機会を設けることが必要
- ・ ビザなし交流事業は、ロシアと日本の相互理解を進めて行く上で、学校教育の在り方をどのようにしていくのかを考えるうえでも、非常に重要な意味を持っている。

（茂田宏 元駐イスラエル大使）

- ・ （学校教育における副教材について）副読本、ビデオ等により、元島民の思い出話を紹介する等、臨場感を持ってこの問題を教えられるのではないか。
- ・ ビザなし交流事業は、四島を、日本人が旅券・査証なしで行ける特殊な地域にし、それをロシアに認知させるということをやっている。ビザなし交流は、そういう意味で、継続することに大事な意味がある。

また、北方地域旧漁業権者等を対象とした貸付事業に関しては、内閣府独立行政法人評価委員会北方領土問題対策協会分科会員より、以下のような意見が示された。

（上野俊彦 上智大学外国語学部教授）

- ・ 旧漁業権者等に対する貸付業務は、ロシアの四島領有により、四島近海での漁業ができなくなったことに対する旧漁業権者に対する見返りであるので、継続される必要がある。
- ・ 旧漁業権者に対する貸付業務の実施方法・実施機関については、独立行政法人整理合理化計画等における要請も勘案し、今後、検討を要する。

（渡邊光一 国士舘大学大学院客員教授）

- ・ 旧漁業権者のみなさんのなかには、高齢化や、金融危機などともなう経済状況の悪化もあり、ご苦勞を重ねている方もすくなくない、とうかがっている。貸付幅の拡大と、金利面での優遇措置などについて、個々の実情に応じた対応を、可能な限り検討していただくことを希望する

## 5 参考文献及びデータ等

- ・ 「平成 20 年度北方領土関係後援名義付与事業一覧」(資料 1)
- ・ 「四島交流 (通称 ビザなし交流) について」(資料 2)

### (参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア-①	全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ア-②	北方四島との交流 (訪問事業) の実績	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ア-③	北方地域旧漁業権者等への貸付実績	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。